

九州 B.M.C. 会則

第1章 総則

第1条【名称】

この会の名称を九州B.M.C.（全国宴会支配人協議会）と称する。「九州B.M.C.」以下「本会」というのは英文名「Kyushu Banquet Manager's Conference」の略とする。尚、本会は上部組織として『全国 B.M.C.』があり、全国12地区の内「九州地区七県」のエリア（地域）で組織するものとする。

第2条【目的】

本会は会員ホテルにおける「宴会・料飲に関するあらゆる分野の情報収集や分析」を行ない、適切な情報を会員へ伝達・共有することを通じてホテル業界の発展に努め、会員ホテルの業績に資するとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条【事業】

- 1、定例会を開催し情報の交換・共有を行い、宴会及び料飲の関係資料を収集し会員への資料提供を行う。
- 2、宴会・料飲部門を中心にホテル業界全体の資質向上の為に研修会並びに親睦を図る為の催し物を主催する。
- 3、宴会・料飲部門を中心にホテル業界に携わる若手スタッフのスキルアップを図る為の催し物を主催する。
- 4、社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会（HRS）が展開する国家技能検定を補佐し、会員ホテル及び賛助会員の検定試験受験者の資質の向上の為に人的・物的に協力する。
- 5、その他本会の目的に相応した諸事業を行なう。

第2章 会員

第4条【資格】

本会の会員は「宴会場・料飲の各施設を有するホテル」を営業する事業所内で宴会、料飲業務に従事する責任者、代表者及びその代理者とする。特例として、会長及び運営委員会にて承認された事業所も含む。

第5条【入会】

本会に入会する為には会員ホテル3社以上の推薦があり、会長及び会員ホテルの過半数以上の賛同を得なければならない。又、本会に入会することは同時に上部組織の『全国B.M.C.』に入会することとなる。入会の際は「会員申込み書」の提出と年会費の納入が義務付けられる。

第6条【年会費・年度会計】

- 1、九州B.M.C.の年会費（運営維持費）は1社18,000円とする。（1,500円/一月換算）
- 2、全国B.M.C.の年会費（運営維持費）は1社16,000円とする。（1,334円/一月換算）
- 3、納入期日は両年会費とも同時に来期分を当年12月31日までに納入するものとする。
- 4、本会の事業運営及び年度会計は全国B.M.C.と同じく毎年1月1日に始まり同年12月31日迄とする。
- 5、会員登録は1社4名以内とする。
- 6、臨時会費を徴収する場合は会長に一任する。（臨時例会、臨時研修会等の開催）
- 7、会員・会員ホテルの慶弔見舞い等に関しては会長に一任する。

第7条【退会】

本会の会員が退会をする場合は「退会届」を会長に提出しなければならない。この場合納入された各年会費（運営維持費）の返還はしないものとする。又、退会後は本会の全ての権利を喪失し本会に対して何らの請求もすることは出来ない。

第8条【情報保護】

全国B.M.C.及び九州B.M.C.と賛助会員の各名簿は個人情報保護法に基づき、加盟会員ホテル及び賛助会員のみで取り扱うものとする。もし会員が関わり第三者への漏洩が行われ本会及び会員・会員ホテルに何らかの被害が認められた場合は議決により本会よりの退会もありうるものとする。

第3章 役員

第9条【役員】

本会は次の通り役員をおく。

- ・会長 1名
- ・副会長 2名
- ・事務局長 1名
- ・会計役 1名
- ・運営委員 若干名
- ・会計監査役 1名
- ・常任相談役 若干名
- ・顧問 若干名

第10条【選出と運営】

1、選出

地区別の持回り制

地区別：①福岡市内 / ②福岡市外（北九州、筑豊、筑後地区） / ③佐賀・長崎・熊本 / ④大分・宮崎・鹿児島

2、会長

本会の会長職は本会加盟会員ホテル（地区別）の持回り制を基本とする。

任期は1期・1年間とし、2期継続はしない。本会の代表者として運営全体の統括と例会の議長を務める。尚、任期は特例として会長及び運営委員会で承認されれば継続もありうる。

又、全国B.M.C.主催の全国総会・研修会・全国会長会へ出席し、全国B.M.C.の運営に協力する。

3、副会長

本会の副会長職は本会加盟会員ホテル（地区別）の持回り制を基本とする。

任期は1期・1年間とし、2期継続はしない。

各々の副会長として会長の補佐や代理を務める。各々の例会や集会の進行役を勤め、例会や集会の統括補佐並びに本会の健全な運営に努める。

副会長の1名は研修活動委員として、セミナー及び若手育成活動に努める。《3S委員会：ステップアップサポートシステム》

研修活動委員は本会の目的に従い、会員と賛助会員の法人に属するスタッフに研修を通して資質の向上につながる企画・情報を提供しなければならない。

4、事務局長・事務局

本会担当の事務局長職は本会加盟会員ホテル（地区別）の持回り制を基本とする。

任期は1期・1年間とする。但し、任期は特例として会長及び運営委員会で承認されれば継続もありうる。

本会担当事務局長は全国B.M.C.主催の「全国事務局局長会」が開催の時は本会の代表として出席する。

又、本会と全国B.M.C.の年会費の徴収業務を行なう。

各々事務局長は事務局員を若干名配置し、会員全員と協力体制をとり本会の健全な運営に努めなければならない。

5、会計役

本会担当の会計役職は本会加盟会員ホテル（地区別）の持回り制を基本とする。

任期は1期・1年間とする。但し、任期は特例として会長及び運営委員会で承認されれば継続もありうる。

又、本会と全国B.M.C.の年会費の管理を行なう。

本会の年度末には会計監査役と会長・副会長・会員より資金運用明細の承認を受けなければならない。

6、運営委員

本会担当の運営委員職は本会加盟会員ホテル（地区別）の持回り制を基本とし、担当ホテルより選出する。

運営委員は本会の目的に従い、会員と賛助会員の資質の向上につながる情報を例会・研修会で提供しなければならない。

会長・副会長・事務局長と協力体制をとり本会の健全な運営に努めなければならない。

7、会計監査役

本会担当の会計監査役職は本会加盟会員ホテル（地区別）の持回り制を基本とする。

任期は1期・1年間とする。但し、任期は特例として会長及び運営委員会で承認されれば継続もありうる。会計監査は年1回以上会計を監査し、その結果を会長と会員・賛助会員に報告しなければならない。

又、年度期間途中で会長より会計監査の閲覧・提出を求められた場合は会計監査役は速やかに会計監査内容書を提出しなければならない。

第11条【常任相談役・顧問】

1、常任相談役

本会の会長職経験者は退任後は常任相談役として本会の運営に協力する。任期は1年間とする。

継続は現職会長に一任する。但し、副会長職経験者の退任後はその限りではない。

2、顧問

会長が推薦し、運営委員と協議の上会長が任命する。継続は現職会長に一任する。

第12条【会議開催】

1、例会

本会は月1回を目安に例会を開催する。開催会場は本会登録ホテルの持ち回り制とし、変更は会長に一任する。

2、研修会

年間2回以上は研修会を開催する。月例会の中で行なうか、別に行なうかは会長に一任する。

3、役員会

年間1回以上は役員会を開催する。開催は会長が召集する。

4、運営委員会

運営委員会の開催は会長の招集によって随時開催する。

5、臨時運営委員会

会長が必要と認めた場合及び会員の過半数の要請があった場合に会長が召集し開催する。

第13条【決議】

決議を必要とする議題に関しては、本会会員ホテルの過半数以上の賛同を得なければならない。

決議を必要とする議題とは本会会則第1章総則に示す事項に変更が生じる場合や会長が必要と判断した議題をいう。

第14条【役員改定】

役員は年度期首総会の議決で決定する。会長職の任期途中で退任・変更については各々担当副会長が代理者となり職務を引継ぐこととする。その際の代理者の任期は同年会計年度内とする。尚、任期途中で副会長・事務局長・会計監査役・企画運営委員が退職・転勤・部署異動等でやむなく担当職務の遂行が困難になった場合は原則的には退任者所属のホテル（事業所）がその任期満了まで代理就任することとする。

その他役員選出は本会加盟会員ホテル（地区別）の持回り制を基本とする。

支障が生じた場合は運営委員会で協議し会員の決議で決定することとする。

第4章 賛助会員

第15条【目的】

本会の目的に沿う関係にある企業（団体・協会を含む）に対し「情報交換会」「研修セミナー」「懇親会」等を通じて宴会・料飲関連業界の資質の向上・発展に寄与することを目的とする。

第16条【入会】

本会に入会する為には会員ホテル2社以上の推薦があり、会長が承認した企業（団体・協会を含む）とする。入会の時は「賛助会員申込み書」の提出と年会費の納入が義務付けられる。

第17条【年会費・会計年度】

- 1、本会の賛助会員年会費（維持運営費）は1社12,000円とする。（1,000円/一月換算）
- 2、本会への入会が運営年度途中の場合でも年会費の納入は一律12,000円とする。
- 3、納入期日は来期分を当年12月31日までに納入するものとする。
- 4、賛助会員の事業運営及び会計年度は本会と同じ毎年1月1日より始まり12月31日を年度末日とする。
- 5、賛助会員登録は1社2名以内とする。
- 6、臨時会費を徴収する場合は会長に一任する。（臨時例会、臨時研修会等の開催）
- 7、賛助会員の慶弔見舞い等に関しては会長に一任する。

第18条【商品展示等】

賛助会員より新商品展示説明又は展示物出展の要請があった場合は出展料として1回10,000円（税別）を本会へ納入することとする。賛助会員以外の展示・説明の出展希望があった場合は会長に一任し、出展料は1回20,000円（税別）とする。尚、展示の規模・時間等がこの限りでない場合は会長に一任する。

第19条【退会】

本会の賛助会員が退会をする場合は「退会届」を会長に提出しなければならない。この場合納入された年会費（運営維持費）の返還はしないものとする。又、退会後は本会の全ての権利を喪失し本会に対して何らの請求もすることは出来ない。

第5章 個人会員

第20条【資格】

本会の会員は「九州B.M.C.」を営業する事業所内で宴会、料飲業務に従事する責任者、代表者及びその代理人とする。

第21条【入会】

本会に入会する為には会員ホテル2社以上の推薦があり、会長が承認した個人及びBMC活動に携わった物とする。入会の時は「個人会員申込み書」の提出と年会費の納入が義務付けられる。

第22条【年会費・会計年度】

- 1、九州B.M.C.の個人会員年会費（維持運営費）は1名5,000円とする。
- 2、本会への入会が運営年度途中の場合でも年会費の納入は一律5,000円とする。
- 3、納入期日は来期分を当年12月31日までに納入するものとする。
- 4、個人会員の事業運営及び会計年度は本会と同じ毎年1月1日より始まり12月31日を年度末日とする。
- 5、臨時会費を徴収する場合は会長に一任する。（臨時例会、臨時研修会等の開催）
- 6、個人会員の慶弔見舞い等に関しては会長に一任する。

第23条【退会】

本会の個人会員が退会をする場合は「個人会員退会届」を会長に提出しなければならない。この場合納入された各年会費（運営維持費）の返還はしないものとする。又、退会後は本会の全ての権利を喪失し本会に対して何らの請求もすることは出来ない。

第24条【情報保護】

全国B.M.C.及び本会と賛助会員の各名簿は個人情報保護法に基づき、加盟会員ホテル・賛助会員及び個人会員のみで取り扱うものとする。もし会員が関わり第三者への漏洩が行われ本会及び会員・会員ホテルに何らかの被害が認められた場合は議決により本会よりの退会もありうるものとする。

第6章 会友

第25条【資格】

本会の会員は「九州B.M.C.の会長、副会長、事務局長」を経験した会員とする。

第26条【入会】

本会に入会する為には、事務局より推薦があり、会長が承認した個人及びB.M.C.活動に携わった者とする。入会の際は「会友申込み書」の提出と年会費の納入が義務付けられる。

第27条【年会費・会計年度】

- 1、九州B.M.C.の会友年会費（維持運営費）は1名5,000円とする。
- 2、本会への入会が運営年度途中の場合でも年会費の納入は一律5,000円とする。
- 3、納入期日は来期分を当年12月31日までに納入するものとする。
- 4、個人会員の事業運営及び会計年度は本会と同じ毎年1月1日より始まり12月31日を年度末日とする。
- 5、臨時会費を徴収する場合は会長に一任する。（臨時例会、臨時研修会等の開催）
- 6、会友の慶弔見舞い等に関しては会長に一任する。

第28条【退会】

本会の会友が退会をする場合は「会友退会届」を会長に提出しなければならない。この場合納入された各年会費（運営維持費）の返還はしないものとする。又、退会後は本会の全ての権利を喪失し本会に対して何らの請求もすることは出来ない。

第29条【情報保護】

全国B.M.C.及び本会と賛助会員の各名簿は個人情報保護法に基づき、加盟会員ホテル・賛助会員及び個人会員・会友のみで取り扱うものとする。もし会員が関わり第三者への漏洩が行われ本会及び会員・会員ホテルに何らかの被害が認められた場合は議決により本会よりの退会もありうるものとする。